

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成31年3月11日20190304保局第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下(5)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、<u>法第42条</u>に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。</p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律72号。以下(5)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととする。なお、<u>法42条</u>に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。</p>
<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）<u>について</u>行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であつて電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、<u>被統括事業場</u>について、<u>発電所の数が7以上（発電所と同一設置者が設置する送電線路及び変電所を介して電力系統に接続し、それらの電気工作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、風力発電所に</u></p>	<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）<u>に行う</u>主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であつて電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、<u>被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であつて、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）</u>となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すること</p>

<p>ついて、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。)となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p><u>(自家用電気工作物に接続する電線路)</u></p> <p><u>(1) 規則第52条第2項第1号から第3号までのいずれかの事業場に接続する電線路(電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に連系するためのもの又は当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するためのものに限る。)</u>が当該事業場の構外にわたる場合であって、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。</p> <p><u>なお、規則第52条の2第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。</u></p> <p><u>(2)～(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」</u>は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。</p> <p>イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。</p> <p>(イ) 点検項目</p>	<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」</u>は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。</p> <p>イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。</p> <p>(イ) 点検項目</p>

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

- (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、電力用コンデンサー及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (c) 受電盤・配電盤
- (d) 接地工事の施設状況（接地線、保護管等）
- (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受電設備・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- (f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (g) 蓄電池設備
- (h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ～ハ （略）

③～⑥ （略）

(7)～(9) （略）

(10) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあつては、住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(6)②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線とそれ以外の物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

- (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (c) 受電盤・配電盤
- (d) 接地工事の施設状況（接地線、保護管等）
- (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受電設備・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- (f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (g) 蓄電池設備
- (h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ～ハ （略）

③～⑥ （略）

(6)～(8) （略）

(9) 高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあつては、住居部分（その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。）の点検は、(5)②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。

また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備

<p>(以下「当該燃料電池発電設備」という。)の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、<u>(6)</u>②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1年に1回)以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者(以下「機器販売事業者等」という。)による整備記録の確認も併せて行うこと。</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p>(以下「当該燃料電池発電設備」という。)の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、<u>(5)</u>②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3.に該当する場合には1年に1回)以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者(以下「機器販売事業者等」という。)による整備記録の確認も併せて行うこと。</p> <p>①～⑥ (略)</p>
<p>様式 例 ダム水路主任技術者講習修了証 (略)</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 2～3 (略)</p>	<p>様式 例 ダム水路主任技術者講習修了証 (略)</p> <p>備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 2～3 (略)</p>